

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第39号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p><b>第2条</b> 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第8条の2及び第9条第3項において「障害児入所施設等」という。)を除く。<u>第9条2項</u>において同じ。)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p><b>第2条の2</b> (略)</p>	<p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p><b>第2条</b> 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第8条の2及び第9条第3項において「障害児入所施設等」という。)を除く。<u>以下この条、第8条及び第9条第2項</u>において同じ。)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p><b>第2条の2</b> (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><b>第2条の3</b> <u>児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)</u>は、<u>児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画</u></p>

(以下この条において「安全計画」という。)  
を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を  
講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画に  
ついて周知するとともに、前項の研修及び訓  
練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童  
の安全の確保に関して保護者との連携が図ら  
れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく  
取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直  
しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行  
うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

**第2条の4** 児童福祉施設は、児童の施設外で  
の活動、取組等のための移動その他の児童の  
移動のために自動車を運行するときは、児童  
の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の  
所在を確実に把握することができる方法によ  
り、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童  
の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこ  
れと並列の座席並びにこれらより一つ後方に  
備えられた前向きの座席以外の座席を有しな  
いものその他利用の態様を勘案してこれと同  
程度に児童の見落としのおそれが少ないと認  
められるものを除く。)を日常的に運行すると  
きは、当該自動車にブザーその他の車内の児  
童の見落としを防止する装置を備え、これ  
を用いて前項に定める所在の確認(児童の降車  
の際に限る。)を行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

**第3条** (略)

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの  
設備及び職員の基準)

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

**第3条** (略)

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの  
設備及び職員の基準)

**第5条** 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

## **第8条 削除**

(業務継続計画の作成等)

**第8条の2** 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続

**第5条** 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

**第8条** 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

**第8条の2** 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定

計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)  
(衛生管理等)

**第9条 (略)**

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 (略)  
(職員)

**第77条 (略)**

2～9 (略)

(職員)

**第83条 (略)**

し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)  
(衛生管理等)

**第9条 (略)**

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)  
(職員)

**第77条 (略)**

2～9 (略)

10 第5条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第83条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(職員)

**第83条 (略)**

2 第5条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援

<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>5 <u>乳児4人以上を入所させる保育所に係る第42条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>5 第42条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師 <u>(以下この項において「看護師等」という。)</u>を、1人に限って、保育士とみなすことができる。<u>ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

**第2条** 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における</u>第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 <u>第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所してい</u></p>

第5条 (略)

2～8 (略)

(非常災害対策)

第39条 (略)

る障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第5条 (略)

2～8 (略)

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(非常災害対策)

第39条 (略)

(安全計画の策定等)

**第39条の2** 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の

(衛生管理等)

第40条 (略)

(従業者の員数)

第54条 (略)

2 (略)

内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

**第39条の3** 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(衛生管理等)

第40条 (略)

(従業者の員数)

第54条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(従業者の員数)

第61条 (略)

2・3 (略)

(準用)

第79条の9 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条（第4項及び第5項を除く。）、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第37条の2、第40条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで及び第68条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と、第25条第1項、第26条及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条（第4項及び第5項を除く。）、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第37条の2、第40条、第

(従業者の員数)

第61条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第79条の9 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条（第4項及び第5項を除く。）、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第37条の2、第39条の2、第39条の3第1項、第40条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで及び第68条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と、第25条第1項、第26条及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条（第4項及び第5項を除く。）、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第37条の2、第39条の



42条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで、第68条の2及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第87条において準用する第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第87条において準用する第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第87条において準用する第79条の7第2項」と、第25条第1項及び第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

2、第39条の3第1項、第40条、第42条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで、第68条の2及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第87条において準用する第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第87条において準用する第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第87条において準用する第79条の7第2項」と、第25条第1項及び第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(非常災害対策) 第36条 (略)</p>	<p>(非常災害対策) 第36条 (略) <u>(安全計画の策定等)</u> <u>第36条の2</u> 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型</p>

<p>(衛生管理等)</p> <p><b>第37条</b> (略)</p>	<p><u>障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を行う場合の所在の確認)</u></p> <p><b>第36条の3</b> <u>指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p><b>第37条</b> (略)</p>
---------------------------------------	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（以下「新設備運営基準規則」という。）第2条の3（保育所に係るものを除く。）、第2条の規定による改正後の指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定通所支援基準規則」という。）第39条の2（新指定通所支援基準規則第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（以下「新指定入所施設基準規則」という。）第36条の2（新指定入所施設基準規則第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新設備運営基準規則第2条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
- 4 新指定通所支援基準規則第39条の3第2項（新指定通所支援基準規則第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2及び第79条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。